

重要事項説明書(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護)

介護保険対応

1. 事業所の概要

事業者名	訪問看護ステーション はな
所在地	横須賀市久里浜7-30-12
事業者指定番号	神奈川県 1461990415 号
連絡先	046-835-1101
管理者	秋元 恵子
サービス提供地域	横須賀市一部地域〔本庁一部<三春町>・久里浜・大津・浦賀・北下浦・衣笠一部(森崎・大矢部・衣笠町・公郷町・小矢部) 西一部(太田和・荻野・須軽谷・武・山科台・長坂・林)

2. 事業者の職員体制等

職種	事業するサービス種類、業務	人員
管理者 (看護師)	管理業務 及び 訪問看護業務	1名
サービス提供者 (看護師)	訪問看護業務	8名(常勤4名、非常勤4名)

3. 業務時間

営業日	月 ~ 金 曜
営業時間	8:45 ~ 17:45
サービス提供時間	9:15 ~ 17:15
休業日	土・日・祝日・年末年始 (12/29~1/3)

(注)上記の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、急な病状の変化があった場合は営業時間外の対応をする。

4. 運営方針

- 1) 訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の日常生活動作及び手段的日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2) 訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、療養者の心身の特性を踏まえて、療養者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持または向上を目指し療養生活を支援する。
- 3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 訪問看護サービスの内容

訪問看護の提供にあたっては、主治医の指示及び心身の状況を踏まえた訪問看護計画書に基づく訪問看護サービスを提供します。

- ① 病状の観察と主治医への適切な報告
- ② 身体の清潔、排泄、食事、休息への看護ケア

- ③ 床ずれの発生及び悪化予防・処置
- ④ 体位変換や日常生活動作の訓練
- ⑤ カテーテル等、器材器具の管理
- ⑥ 認知症患者の看護及び家族支援
- ⑦ 苦痛・不安状況への精神的ケア
- ⑧ 終末期の看護(在宅での看取り)及び家族の支援
- ⑨ ケアマネージャとの連携による住居・室内の整備
- ⑩ 医師の指示による医療行為の代行

6. サービス利用料及び利用者負担

1) 訪問看護については、次のとおりです。

<訪問看護基本報酬>

介護報酬区分	介護報酬単位	金額	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314	3,403円	341円	681円	1,021円
30分未満	471	5,105円	511円	1,021円	1,532円
30分以上1時間未満	823	8,921円	893円	1,785円	2,677円
1時間以上1時間30分未満	1128	12,227円	1,223円	2,446円	3,669円

*介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。

横須賀市は、4級地 1単位=10.84円となります。

*端数処理の関係上、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出る場合があります。

<予防訪問看護基本報酬>

介護報酬区分	介護報酬単位	金額	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303	3,284円	329円	657円	986円
30分未満	451	4,888円	489円	978円	1,467円
30分以上1時間未満	794	8,606円	861円	1,722円	2,582円
1時間以上1時間30分未満	1090	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円

*介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。

横須賀市は、4級地 1単位=10.84円となります。

*端数処理の関係上、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出る場合があります。

【その他加算】該当する利用者に対する加算となります。

加算	内 容	単位数	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
【訪問看護】 看護体制 強化加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前6か月間において実利用者の総数に占める緊急訪問看護加算の算定者数50%以上、かつ特別管理加算の算定者数20%以上、算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を利用者が1名以上の場合に月1回加算となります。	200単位	217円/月	434円/月	651円/月

加算	内 容	単位数	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
【訪問看護】 早朝・夜間 加算	1月以内の2回目以降の緊急訪問に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は、所定単位数の25/100に相当する単位数が所定単位数に加算となります。	20分未満 78単位	85 円	169 円	254 円
		30分未満 118単位	128 円	256 円	384 円
		1時間未満 205単位	223 円	445 円	667 円
		1時間半未満 281単位	305 円	610 円	914 円
【訪問看護】 深夜加算	1月以内の2回目以降の緊急訪問に対して、深夜(午後10時～午前6時)は、所定単位数の50/100に相当する単位数を所定単位数に加算となります。	20分未満 157単位	171 円	341 円	511 円
		30分未満 235単位	255 円	510 円	765 円
		1時間未満 411単位	446 円	891 円	1,337 円
		1時間半未満 563単位	611 円	1,221 円	1,831 円
【介護予防 訪問看護】 早朝・夜間 加算	1月以内の2回目以降の緊急訪問に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は、所定単位数25/100に相当する単位数が所定単位数に加算となります。	20分未満 76単位	83 円	165 円	247 円
		30分未満 113単位	123 円	245 円	368 円
		1時間未満 198単位	215 円	430 円	644 円
		1時間半未満 272単位	295 円	590 円	885 円
【介護予防 訪問看護】 深夜加算	1月以内の2回目以降の緊急訪問に対して、深夜(午後10時～午前6時)は、所定単位数の50/100に相当する単位数を所定単位数に加算となります。	20分未満 151単位	164 円	328 円	491 円
		30分未満 225単位	244 円	488 円	732 円
		1時間未満 396単位	430 円	859 円	1,288 円
		1時間半未満 544単位	590 円	1,180 円	1,769 円
初回加算Ⅰ	新規訪問看護計画書を作成し、病院、診療所から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合に加算する。	350単位	380円	759円	1,139 円
初回加算Ⅱ	新規訪問看護計画書を作成し、初回の訪問看護を行った場合に加算する。	300単位	326円	651円	976円
退院時 共同指導 加算	入院入所中の方に対し、主治医と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合は退院、退所後の初回訪問時に1回(特別管理を必要とする利用者について複数日に退院時共同指導を行った場合は2回)加算となります。	600単位	651円	1,301円	1,952 円
長時間 訪問看護 加算	特別管理加算の対象となる利用者が1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い1時間30分以上となる場合に加算となります。	300単位	326円	651円	976 円
看護・介護 職員連携 強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や、訪問介護員に対する助言等の支援を同行訪問して行った場合の加算となります。	250単位	271円	542円	813 円

加算	内 容	単位数	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問看護加算 I	①利用者の身体的理由、②利用者の暴力行為や著しい迷惑行為・器物破損行為、前記①・②に準ずると認められる場合により一人の看護師による訪問看護が困難な場合、同時に2人の看護師が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合の加算となります。	30分未満 254単位	276円	551円	826円
		30分以上 402単位	436円	872円	1,308円
II	①利用者の身体的理由、②利用者の暴力行為や著しい迷惑行為・器物破損行為、前記①・②に準ずると認められる場合により一人の看護師による訪問看護が困難な場合、同時に看護師と看護助手が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合の加算となります。	30分未満 201単位	218円	436円	654円
		30分以上 317単位	344円	688円	1,031円
特別管理加算 ※注 I	I：在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテル等を使用している状態である方に月1回加算となります。	500単位	542円/月	1,084円/月	1,626円/月
II	II：I以外の方で管理が必要な方や真皮を越える床ずれの状態の方、点滴を週3回以上行う方に月1回加算となります。	250単位	271円/月	542円/月	813円/月
緊急時訪問看護加算 I ※注	1)利用者又はその家族からの電話等に対応する体制を整えていること。 2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。	600単位	651円/月	1,301円/月	1,952円/月
ターミナルケア加算 ※注	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者【末期の悪性腫瘍、その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る】に対して訪問看護を行っている場合にあっては1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った場合を含む。)	2500単位	2,710円/月	5,420円/月	8,130円/月

※注 緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算は支給限度額管理の対象外となります。

・介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。

横須賀市は4級地1単位=10.84単位

・端数処理の関係上、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出る場合があります。

7.その他の費用等

1)上記のサービス提供地域を越えて行う事業に要した交通費は次のとおりとする。

①実施地域外は実施地域を外れたところにより、1回に片道1km毎に20円の交通費(ガソリン代)を徴収する。

②自動車での訪問が困難な場合においては、実施地域を外れたところより公共交通機関の交通費の実費を徴収する。

2)ご利用料金(利用者負担金)は、月末に集計し、翌月の17日頃に請求書をお渡しします。

料金のお支払は次の方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

・自動口座引き落とし(ご指定の金融機関の口座から27日に引き落としとなります。)

3)上記利用者負担金は、法定代理受領(現物給付)の場合について記載しています。

居宅サービス計画書を作成しない場合など「償還払い」となる場合にはいったん利用者が

利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(8割もしくは9割)を請求することになります。

4)介護保険外のサービスとして以下のサービスを実施しています。

項目	内 容	金 額
長時間サービス	特別管理加算が算定されていないときに、介護保険設定上限時間である1時間半以上の訪問時間を超えた場合	3,000円/回(税込)
エンゼルケア	ご遺体の処置及び清拭・更衣・死化粧等	22,000円(税込)
その他	支給限度額を超える場合、居宅介護サービス計画に位置づけられない内容など。	実費

※上記内容については事前の相談となります。

8. キャンセル

1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）046-835-1101

2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。なお、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は当日でもかまいません。尚、当日の朝9:00までにご連絡がなかった場合は下記のキャンセル料がかかります。

3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時期	キャンセル料	備考
サービス利用日の当日	¥2,000	

9. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電話番号 046-835-1101 FAX番号 046-835-5788 相談員（管理者） 秋元 恵子 利用時間 9:00～17:00
-------------	--

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横須賀市民生局福祉子ども部 介護保険課給付係	所在地 横須賀市小川町11 電話番号 046-822-8253 FAX番号 046-827-8845 利用時間 8:30～17:15
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 利用時間 8:30～17:15

10. その他

1) 訪問看護指示書料について、主治医の医療機関から保険負担額に応じて文書料の自己負担金があります。

2) 当事業所は緊急時対応の体制をとっている関係上、特定のスタッフの固定配置は致しかねます。

3) 交通事情や前後の利用者の体調変化もしくは緊急訪問により定刻に到着できない場合がありますのでご了承下さい。

【30分未満の訪問のご利用者様】 定刻から30分前後到着時間にずれが生じる場合があります。

【30分以上1時間未満の訪問のご利用者様】 定刻から15分前後到着時間にずれが生じる場合があります。

上記から外れる場合にはご連絡致します。

4) 悪天候(降雪・台風等、公共の交通機関に支障をきたすような天候不順)、災害等で訪問が困難とみられる場合や急速に伝播する重篤な感染症が発生した場合等は、緊急時訪問看護加算のご契約をしても訪問できない場合があります。又、定期訪問については、利用者や家族に事前に連絡のうえ、訪問日時の調整又は休業させていただく場合がありますのでご了承下さい。

尚、可能な限り、サービスの提供を継続するため、業務継続計画に基づき、非常時の体制で早期の業務再開を図ります。

5) 利用者が入院または介護保険施設や医療施設に入所した場合、訪問再開にあたっては、曜日や時間を再調整させていただく場合があります。

6) サービス提供時、過度な負担(提供の拒否やハラスメント行為等)が生じた場合は、契約第9条をもって終了とさせていただきます。

7) 虐待の防止のための委員会を定期的開催するとともに虐待の発生又はその再発を防止するよう努めます。

8) 水道代・ガス代・利用者の自宅で電話を本人の用途で使用した場合等のご利用者の負担となります。サービスを提供するために必要不可欠な物品については準備をお願いいたします。

【 説明確認欄 】

当訪問看護ステーションは、緊急時訪問看護・ターミナルケアに対応しております。緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算には利用者の同意が必要となります。

- 緊急時訪問看護加算に同意します。
- ターミナルケア加算に同意します。

氏名 _____ 印 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

重要事項について文書を交付し、説明しました。

管理者 秋元 恵子 印 _____

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し交付を受けました。

氏名 _____ 印 _____

代理人 氏名 _____ 印 _____
(続柄 _____)